



2024年2月28日

各 位

上場会社名 株式会社T&K TOKA
代表者 代表取締役社長 高見沢 昭裕
(コード番号 4636 東証プライム)
問合せ先責任者
常務取締役管理統括本部統括本部長 関根 秀明
(TEL 03-3963-0511)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年4月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年3月14日（木曜日）を基準日（以下、「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもってその議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2024年2月29日（木曜日）
- (2) 基準日 2024年3月14日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のウェブサイトに記載いたします。）
<https://www.tk-toka.co.jp/ir/kokoku/>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

2024年1月22日に公表した「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社BCJ-74（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。具体的には、公開買付者は、(i) 本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、併せて、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求する予定とのことです。他方、(ii) 本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当

社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。

（注 1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2015 年 6 月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（行使期間は 2015 年 7 月 8 日から 2045 年 7 月 7 日まで）
- ② 2016 年 6 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（行使期間は 2016 年 7 月 6 日から 2046 年 7 月 5 日まで）
- ③ 2017 年 6 月 22 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（行使期間は 2017 年 7 月 11 日から 2047 年 7 月 10 日まで）
- ④ 2018 年 6 月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権（行使期間は 2018 年 7 月 11 日から 2048 年 7 月 10 日まで）
- ⑤ 2019 年 6 月 20 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（行使期間は 2019 年 7 月 10 日から 2049 年 7 月 9 日まで）
- ⑥ 2020 年 6 月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 8 回新株予約権（行使期間は 2020 年 7 月 9 日から 2050 年 7 月 8 日まで）
- ⑦ 2021 年 6 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 9 回新株予約権（行使期間は 2021 年 7 月 8 日から 2051 年 7 月 7 日まで）

この度、当社は、上記（ii）に記載の場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集する場合には、その開催日程、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

一方、本公開買付けが成立しない場合、又は、上記（i）に記載の場合（本公開買付けの成立後に、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（ただし、当社及び公開買付者を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求する場合）には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以上